



平成28年度(2016年度)

▶▶ 平成32年度(2020年度)

八幡市  
男女共同参画  
プラン  
〈概要版〉

YAWATA CITY

るーぷ計画Ⅱ  
(後期プラン)

八幡市

# プランの基本的な考え方

## プランの趣旨

平成23年(2011年)に策定した「八幡市男女共同参画プラン るーぷ計画Ⅱ」を見直すため、男女共同参画に関する市民・事業所意識調査を実施し、市民意識や事業所の実態とニーズを把握に努めました。

男女が社会の対等な構成員としてその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で活躍する取り組みを一層推進するため、「八幡市男女共同参画プラン るーぷ計画Ⅱ(後期プラン)」を策定するものです。

## プランの基本的な理念

- 男女の人権の尊重と、互いの個性及び能力の発揮
- 社会における制度、慣行の見直しと、活動の選択への配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活と仕事、社会活動の調和

## プランの基本的な視点

### (1) 男女共同参画社会とは、男女が互いに助け合い、より良い社会をめざすこと、そして女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくること

- 固定的な役割分担意識をなくした男女平等の社会
- 一人ひとりの人権が尊重され尊厳を持って生きることができる社会
- 男女共に個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会

### (2) 男女共同参画が進むとどんなことが期待できるのか

- 地域社会や学校などのあらゆる場での教育によって、男女平等意識が熟成され、新しい生き方への気づきが広がります。
- 仕事と家庭、地域等との両立支援と働き方の見直しが図られ、生きがいのある生活を送ることができます。
- 意思決定の場に女性の参画が進められ、女性の能力が活かされます。
- 人権と性が大切にされ、性暴力をなくす取り組みが推進され、互いに対等なパートナーとして、理解し協力し合える社会になります。
- 様々な困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境がつけられます。

## プランの期間

- 本プランの推進期間は、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5年間とします。
- ただし、男女共同参画に関する国内外の変化に対応するため、計画最終年度にあたる平成32年度(2020年度)中に、市民意識調査などを通じて本市の状況等の把握を行い、プランの見直しを行うものとします。

# プランの体系

## I あらゆる分野において男女がともに活躍

| 基本目標  | 主要施策  |
|---|---|
| <b>1</b> 社会における制度、慣行の見直しを進める                        | <b>①</b> 男女共同参画の視点からの慣習・慣行の見直し<br><b>②</b> 男女が共に能力を発揮できる市民社会づくり   |
| <b>2</b> 社会的な意思決定などの場における男女共同参画を進める<br>・八幡市女性活躍推進計画 | <b>①</b> 行政における意思決定の場での男女共同参画<br>・特定事業主行動計画による取り組みの推進<br><b>②</b> 企業・団体等における意思決定の場での男女共同参画  |
| <b>3</b> 働き方や職場環境の見直しを進める<br>・八幡市女性活躍推進計画           | <b>①</b> ワーク・ライフ・バランスの取り組み支援<br><b>②</b> 男女共同参画の職場づくり<br><b>③</b> 男女が共にチャレンジできる環境づくり<br><b>④</b> 農業、自営業における男女共同参画の推進<br><b>⑤</b> 年齢に関わりなく社会参画できる環境づくり |
| <b>4</b> 家庭・地域での男女共同参画を進める                          | <b>①</b> 家庭での男女共同参画の推進<br><b>②</b> 地域での男女共同参画の推進  |

## II 安心・安全な市民生活

| 基本目標   | 主要施策   |
|--|--|
| <b>5</b> 男女間の暴力等を許さない地域づくり<br>・八幡市配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者の支援に関する基本計画 | <b>①</b> 男女間の暴力を許さない意識づくり<br><b>②</b> 男女間の暴力防止のための地域づくり<br><b>③</b> 相談及び被害者支援体制の推進                   |
| <b>6</b> 人が人として安心して暮らせる環境をつくる                                      | <b>①</b> 性と生殖の健康・権利を守る取り組み<br><b>②</b> 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境づくり<br><b>③</b> 男女共同参画の視点にたった防災・災害時支援体制づくり |

## III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

| 基本目標                                | 主要施策  |
|-------------------------------------|---|
| <b>7</b> 男女共同参画へ向けた一人ひとりの気づきと学びを広げる | <b>①</b> 家庭や地域における男女共同参画教育の充実<br><b>②</b> 学校や保育の場における男女共同参画教育の充実<br><b>③</b> 男女共同参画に関する啓発・情報提供の充実 |
| <b>8</b> 推進体制の充実と連携強化を図る            | <b>①</b> 市民参画による推進体制の強化<br><b>②</b> 男女共同参画推進のための拠点の充実<br><b>③</b> 庁内推進体制の充実・強化                    |

# プランの内容



## 社会における制度、慣行の見直しを進める

男女が共に能力を発揮できる活気ある市民社会の実現をめざします。

### ① 男女共同参画の視点からの慣習・慣行の見直し

#### (1) 男女共同参画の視点にたった慣習・慣行の見直し

- 主な施策・事業
- 自治会における男女共同参画の促進支援
  - 民生委員等における男女共同参画の促進支援

### ② 男女が共に能力を発揮できる市民社会づくり

#### (1) 市民活動における男女共同参画の推進

- 主な施策・事業
- 男女共同参画を推進する団体の育成・支援
  - 市民団体やNPO等に関する情報の提供

#### (2) 女性団体等のネットワークづくりへの支援

- 主な施策・事業
- 女性団体活動支援



## 社会的な意思決定などの場における男女共同参画を進める

社会における意思決定の場への女性の参画が進められ、女性の能力が活かされるときともに、女性、男性、共に意見が反映されることをめざします。

### ① 行政における意思決定の場での男女共同参画

#### (1) 審議会・委員会等への女性の積極的な登用

- 主な施策・事業
- 市の審議会・委員会等への女性の登用の推進

#### (2) 管理・監督職等への女性の積極的な登用

- 主な施策・事業
- 管理・監督職への女性の積極的な登用
  - 女性職員の職務・職域の拡大
  - 職員の研修機会の充実

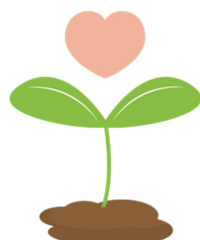
### ② 企業・団体等における意思決定の場での男女共同参画

#### (1) 職場での管理・監督職や団体役員等への女性の積極的な登用のための啓発

- 主な施策・事業
- 男女共同参画社会啓発講座の推進
  - 商工会・工業会等経済団体との連携

#### (2) 職場での積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入促進

- 主な施策・事業
- 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入促進
  - 市の関係団体などの意思決定の場への女性の参画の促進
  - 一般事業主行動計画策定についての啓発
  - 女性の活躍推進への取り組みに対する国の支援措置の周知





基本目標

3

## 働き方や職場環境の見直しを進める

仕事と生活の調和が図られ、多様な働き方が認められ、生涯を通して充実した生活を送れるまちをめざします。

男女が共に能力を発揮できる職場の実現をめざします。

### ①ワーク・ライフ・バランスの取り組み支援

#### (1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する情報提供

- 主な施策・事業
- ワーク・ライフ・バランスに関する広報
  - 企業への情報提供等

#### (2) 働き方の見直しのための取り組み支援

- 主な施策・事業
- 企業への法令基準遵守の働きかけ
  - 事業主や働く人への啓発

#### (3) 仕事と家庭や地域活動等の両立を支える就労環境の整備

- 主な施策・事業
- 育児・介護休業制度の徹底
  - 育児や介護支援の基盤整備

### ②男女共同参画の職場づくり

#### (1) 男女対等な職業観・労働観にたった企業の育成

- 主な施策・事業
- 企業への啓発活動の充実
  - 企業への男女共同参画社会啓発出前講座の実施
  - 男女雇用機会均等法等の普及・啓発

#### (2) 健康に関する保護の促進

- 主な施策・事業
- 女性の健康保護のための啓発
  - 生理休暇や妊娠・出産に関する保護制度の啓発
  - 働く人の健康保護のための啓発

#### (3) ハラスメント対策の促進

- 主な施策・事業
- ハラスメント対策に関する啓発

### ③男女が共にチャレンジできる環境づくり

#### (1) 様々な分野におけるチャレンジ支援

- 主な施策・事業
- チャレンジ支援のための講座の開催
  - 起業・再就職等を支援する情報・機会の提供

### ④農業、自営業における男女共同参画の推進

#### (1) 家族経営等における男女共同参画の取り組み

- 主な施策・事業
- 女性の経営参画に関する情報提供
  - がんばる農業女性の交流の支援

### ⑤年齢に関わりなく社会参画できる環境づくり

#### (1) 高齢者の社会参画の促進

- 主な施策・事業
- 高齢男女の就業促進
  - 高齢男女の社会参加・参画促進



基本目標

4

## 家庭・地域での男女共同参画を進める

男性も女性も共に家族としての責任を担い、地域活動に参画し、社会がそれを支援していくまちをめざします。

### ①家庭での男女共同参画の推進

#### (1) 男性の家庭生活への参画

- 主な施策・事業
- 男女共同参画社会啓発講座の推進(再掲)
  - 男性のエンパワーメントのための学習機会の提供

#### (2) 多様な家庭のあり方の啓発

- 主な施策・事業
- 男女共同参画社会啓発講座の推進(再掲)

### ②地域での男女共同参画の推進

#### (1) 地域活動における男女共同参画の推進

- 主な施策・事業
- 防災活動における男女共同参画の促進
  - 環境保全活動における男女共同参画の促進
  - 地域福祉活動における男女共同参画の促進
  - 防犯活動における男女共同参画の促進





## 男女間の暴力等を許さない地域づくり

痴漢やDV、セクシュアル・ハラスメントなどの性暴力をなくす取り組みが推進され、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざします。

### ①男女間の暴力を許さない意識づくり

#### (1) 男女間の暴力に関する啓発・教育の推進

- 主な施策・事業
- 女性に対する暴力をなくす運動週間の推進
  - 男女間の暴力に関する啓発の推進
  - 学校における性教育の充実
  - 性暴力防止へ向けた社会教育・学校教育の取り組み

#### (2) デートDVの防止に向けた取り組みの推進

- 主な施策・事業
- デートDVの防止に向けた学校教育での取り組み

### ②男女間の暴力防止のための地域づくり

#### (1) 関係機関との連携による総合的な対応

- 主な施策・事業
- 女性相談窓口の充実
  - DV被害者支援者カードの発行・活用
  - 関係部署、関係機関との連携

#### (2) 痴漢やつきまとい被害の根絶

- 主な施策・事業
- 痴漢・つきまとい被害防止への情報提供・啓発

#### (3) 性暴力・性犯罪を予防する取り組み

- 主な施策・事業
- 有害なメディア等の販売抑制に関する啓発
  - 防犯設備の整備促進

### ③相談及び被害者支援体制の推進

#### (1) カウンセリング機能を持った相談体制の充実

- 主な施策・事業
- 女性相談窓口の充実（再掲）

#### (2) 被害者等への支援

- 主な施策・事業
- 各種相談の充実
  - 各種関係機関との連携



## 人が人として安心して暮らせる環境をつくる

すべての住民が生涯にわたって心身ともに健康的な生活が送れる環境づくりを進めます。

高齢者、障がい者、外国籍市民や、生活上の困難に直面している人を含めて、誰もが安心して暮らせる環境づくりをめざします。

男女共同参画の視点にたった防災や災害時の支援体制の整備・充実を図ります。

### ①性と生殖の健康・権利を守る取り組み

#### (1) 性と生殖の健康・権利に関する啓発

- 主な施策・事業
- 学校における性教育の充実（再掲）
  - 性と生殖の健康・権利に関する情報の提供

#### (2) 母子の健康を守る保健事業の推進

- 主な施策・事業
- 母子保健指導の推進
  - 妊婦保健指導の推進

### ③男女共同参画の視点にたった防災・災害時支援体制づくり

#### (1) 地域での防災活動における男女共同参画の推進

- 主な施策・事業
- 防災活動における男女共同参画の促進（再掲）

#### (2) 男女共同参画の視点を取り入れた災害時支援体制の推進

- 主な施策・事業
- 女性や要配慮者等の視点にたった災害時支援体制の推進

### ②多様な立場の人々が安心して暮らせる環境づくり

#### (1) 高齢者の自立した生活への支援

- 主な施策・事業
- 介護予防対策の推進
  - 男女が共に介護を担うための支援

#### (2) 障がい者の自立した生活への支援

- 主な施策・事業
- 障がいのある男女の雇用促進
  - 男女共同参画の視点からの在宅生活支援の充実
  - ノーマライゼーションの意識の浸透

#### (3) 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

- 主な施策・事業
- 相談体制の充実
  - ひとり親家庭の自立支援
  - 若者などの自立へ向けた支援

#### (4) 多様な生き方を認め合う意識の醸成

- 主な施策・事業
- LGBT理解に向けた啓発の取り組み

#### (5) 外国人が安心して暮らせる環境づくり

- 主な施策・事業
- 相談体制の充実（再掲）
  - 外国籍市民へのサービスの向上



基本目標

7

## 男女共同参画へ向けた一人ひとりの 気づきと学びを広げる

地域や学校などにおける教育や啓発・情報提供によって、男女共同参画社会の大切さについての気づきと学びが、着実に広がっていき、実行につながることをめざします。

### ① 家庭や地域における男女共同参画教育の充実

#### (1) 家庭における男女共同参画に関する学習機会の充実

- 主な施策・事業
- 男女共同参画社会啓発講座の推進（再掲）
  - 家事等への男性の参画のための講座の推進
  - 介護への男性の参画のための講座の推進

#### (2) 地域における男女共同参画に関する学習機会の充実

- 主な施策・事業
- やわた男女共同参画フェスティバルの推進
  - 公民館講座の充実
  - 生涯学習各種講座の充実 など

### ② 学校や保育の場における男女共同参画教育の充実

#### (1) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

- 主な施策・事業
- 小・中学校学習指導の充実
  - 副読本の活用
  - 保護者への啓発

#### (2) 教職員・保育士研修の充実

- 主な施策・事業
- 教職員の研修
  - 保育士の研修

### ③ 男女共同参画に関する啓発・情報提供の充実

#### (1) 男女共同参画に関する情報発信

- 主な施策・事業
- 男女共同参画週間啓発講座の推進
  - 男女共同参画啓発リーフレットの作成・活用
  - 広報やわたによる啓発
  - 市ホームページによる啓発
  - 市出前講座による啓発 など

#### (3) 男女共同参画に関する情報発信の担い手の確保・育成

- 主な施策・事業
- 男女共同参画に関する情報発信の推進役の養成

#### (2) 男女共同参画の視点にたった情報理解力の向上並びに情報伝達

- 主な施策・事業
- メディア情報を適切に判断できる能力向上のための取り組み
  - 男女共同参画の視点からの広報物等のガイドラインづくり



基本目標

8

## 推進体制の充実と連携強化を図る

計画の実現へ向けて、市と市民、事業者、国、京都府、地方公共団体との連携による協働の取り組みが着実に進められることをめざします。

### ① 市民参画による推進体制の強化

#### (1) 関係機関、関係団体との連携強化

- 主な施策・事業
- 男女共同参画を推進する団体等のネットワーク化

#### (2) 市民参画による男女共同参画の推進

- 主な施策・事業
- 市民による男女共同参画推進員（リーダー）の検討

### ② 男女共同参画推進のための拠点の充実

#### (1) 男女共同参画推進のための拠点の充実

- 主な施策・事業
- 女性ルームの充実

### ③ 庁内推進体制の充実・強化

#### (1) 推進本部の機能充実

- 主な施策・事業
- 男女共同参画推進本部の運営

#### (2) 男女共同参画の視点にたった各種施策の推進

- 主な施策・事業
- 八幡市男女共同参画推進条例の普及啓発
  - 積極的改善措置の導入 など

#### (3) 啓発・相談体制の充実

- 主な施策・事業
- 相談窓口の充実
  - 相談員の研修の充実 など

#### (4) 計画の進行管理

- 主な施策・事業
- 男女共同参画推進本部による企画・調整
  - 実施状況の公表と進行管理 など

## 成果指標一覧

| 指標名                           | 実績値              | 新・目標値             | 成果指標の説明   |
|-------------------------------|------------------|-------------------|---|
|                               | 平成26年度末          | 平成32年度            |   |
| 地域社会で男女の地位が「平等になっている」と答える人の割合 | 35.5%            | 40%               | 男女が共に能力を発揮できる活気ある地域社会へ向けた取り組みによって、市民の意識の向上をめざします。 |
| 審議会等における女性委員の割合               | 35.3%            | 40%               | 審議会等への女性委員の積極的な登用に努めます。                           |
| 「育児休業を利用したことがある」人の割合          | 女 9.4%<br>男 1.9% | 女 15.0%<br>男 5.0% | 育児休業制度の普及を通じて、仕事と生活が調和した暮らしの推進をめざします。             |
| 家庭生活で男女の立場が「平等になっている」と答える人の割合 | 36.7%            | 50%               | 男女が共に助け合い、尊重し合う社会へ向けた取り組みによって、市民の意識の向上をめざします。     |
| DV被害経験のある女性の割合                | 15.7%            | 10%未満             | 性暴力をなくすための取り組みにより、DV被害の減少をめざします。                  |
| 65歳以上の人口に占める要介護認定者の割合         | 16.6%            | 15.0%             | 高齢期をできるだけ元気で暮らせることをめざします。                         |
| 男女共同参画社会啓発事業への参加者数            | *367人            | 300人              | 参加しやすい、参加したくなる開催方法の工夫などによって参加者の増加をめざします。          |
| 市民による男女共同参画推進員数               | 0人               | 6人                | 市民ボランティアによる「男女共同参画推進員」の養成を通じて、地域等での学習機会の充実をめざします。 |

※平成22年度(2010年度)から26年度(2014年度)の5年間の平均値では290人

### 【市民や事業者にできること】

- 男女が共に能力を発揮できる社会をつくりましょう。
- 市民、事業者などで物事を決める時に、男女が共に参画しましょう。
- 男女が共に能力を発揮できる職場環境をつくりましょう。
- 男性も女性も共に家族としての責任を担い、地域活動に参画しましょう。
- 男女間のあらゆる暴力をなくしましょう。
- すべての男女が安心して暮らせるよう、互いに支え合いましょう。
- 男女が共に自分らしく生きるため、男だから、女だからと決めつけしないで、考えを見直してみましょう。
- 男女共同参画社会の実現へ向けて、地域や事業所・団体など、それぞれの立場で具体的な取り組みを進めていきましょう。

八幡市男女共同参画プランるーぷ計画Ⅱ（後期プラン）〈概要版〉

平成28年(2016年)3月

発行 八幡市 市民部 人権啓発課

住所 〒614-8073 八幡市八幡軸63番地 八幡人権・交流センター

電話 075-981-3127(直通) FAX 075-983-4545